

亀山市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第3号

亀山市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

亀山市公共下水道事業の財務に関する特例を定める規則（平成27年亀山市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>亀山市<u>下水道事業</u>の財務に関する特例を定める規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、亀山市<u>下水道事業</u>（以下「<u>下水道事業</u>」という。）の財務に関して亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号。以下「<u>会計規則</u>」という。）その他の財務に関する規則の特例を定めるものとする。</p> <p>(企業出納員等)</p> <p>第2条 <u>下水道事業</u>に企業出納員及び現金取扱員を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 企業出納員は、市長の命を受けて<u>下</u></p>	<p>亀山市<u>公共下水道事業</u>の財務に関する特例を定める規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、亀山市<u>公共下水道事業</u>（以下「<u>公共下水道事業</u>」という。）の財務に関して亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号。以下「<u>会計規則</u>」という。）その他の財務に関する規則の特例を定めるものとする。</p> <p>(企業出納員等)</p> <p>第2条 <u>公共下水道事業</u>に企業出納員及び現金取扱員を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 企業出納員は、市長の命を受けて<u>公</u></p>

水道事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどる。

4 (略)

5 現金取扱員は、上司の命を受けて下水道事業の業務に係る現金の出納に関する事務をつかさどる。

6 現金取扱員1人が1日に取り扱うことのできる下水道使用料その他の収納金の限度額は、100万円とする。

(金融機関の出納事務取扱)

第4条 下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を市長が指定した金融機関に行わせるものとする。

2 出納事務の一部を取り扱わせる金融機関のうち、収納及び支払事務の一部を取り扱わせるものを亀山市下水道事業出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）とし、収納事務の一部を取り扱わせるものを亀山市下水道事業収納取扱金融機関（以下「収納取扱金融機関」という。）とする。

(会計伝票の発行)

第5条 下水道事業に係る取引については、その取引の発生の都度証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。

(帳簿の種類及び保管)

共下水道事業の業務に係る出納その他の会計事務をつかさどる。

4 (略)

5 現金取扱員は、上司の命を受けて公共下水道事業の業務に係る現金の出納に関する事務をつかさどる。

6 現金取扱員1人が1日に取り扱うことのできる公共下水道使用料その他の収納金の限度額は、100万円とする。

(金融機関の出納事務取扱)

第4条 公共下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を市長が指定した金融機関に行わせるものとする。

2 出納事務の一部を取り扱わせる金融機関のうち、収納及び支払事務の一部を取り扱わせるものを亀山市公共下水道事業出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）とし、収納事務の一部を取り扱わせるものを亀山市公共下水道事業収納取扱金融機関（以下「収納取扱金融機関」という。）とする。

(会計伝票の発行)

第5条 公共下水道事業に係る取引については、その取引の発生の都度証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。

(帳簿の種類及び保管)

第9条 下水道事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿（以下「帳簿」という。）を備える。

(1) ～ (12) (略)

2 (略)

(勘定科目)

第14条 下水道事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。

2 (略)

(収納金の取扱い)

第19条 (略)

2 (略)

3 収納取扱金融機関は、下水道事業の預金口座に受け入れた収入をその金額、納付者の氏名等を記載した収納済通知書を添えて出納取扱金融機関の下水道事業の預金口座に市長の指定する日に振り替えなければならない。

4 出納取扱金融機関は、前項の規定により収納取扱金融機関から振り替えられた下水道事業の収入及び自ら収納した収入について記載した収納済通知書を市長の指定する日に、上下水道部長に送付しなければならない。

(小切手の支払地の区域)

第22条 下水道事業の収入の納入義務

第9条 公共下水道事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿（以下「帳簿」という。）を備える。

(1) ～ (12) (略)

2 (略)

(勘定科目)

第14条 公共下水道事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。

2 (略)

(収納金の取扱い)

第19条 (略)

2 (略)

3 収納取扱金融機関は、公共下水道事業の預金口座に受け入れた収入をその金額、納付者の氏名等を記載した収納済通知書を添えて出納取扱金融機関の公共下水道事業の預金口座に市長の指定する日に振り替えなければならない。

4 出納取扱金融機関は、前項の規定により収納取扱金融機関から振り替えられた公共下水道事業の収入及び自ら収納した収入について記載した収納済通知書を市長の指定する日に、上下水道部長に送付しなければならない。

(小切手の支払地の区域)

第22条 公共下水道事業の収入の納入

者が収入の納付に用いることができる小切手の支払地の区域は、亀山市とする。

(支払伝票の発行)

第26条 (略)

2及び3 (略)

4 上下水道部長は、支払伝票に基づいて下水道事業の支出の支払を行い、現金出納簿又は預金口座出納簿に記帳しなければならない。

(過誤払金の回収)

第44条 下水道事業の支出の支払のうち過払又は誤払となったものがある場合は、上下水道部長は、過誤払を証する書類に基づいて振替伝票を発行し、市長の決裁を受けるとともに、支出予算執行計画整理簿又は収入予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

2 (略)

(預り金)

第46条 上下水道部長は、保証金その他下水道事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として次に掲げる区分により整理しなければならない。

(1)～(3) (略)

(預り金の受入れ及び払出し)

義務者が収入の納付に用いることができる小切手の支払地の区域は、亀山市とする。

(支払伝票の発行)

第26条 (略)

2及び3 (略)

4 上下水道部長は、支払伝票に基づいて公共下水道事業の支出の支払を行い、現金出納簿又は預金口座出納簿に記帳しなければならない。

(過誤払金の回収)

第44条 公共下水道事業の支出の支払のうち過払又は誤払となったものがある場合は、上下水道部長は、過誤払を証する書類に基づいて振替伝票を発行し、市長の決裁を受けるとともに、支出予算執行計画整理簿又は収入予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

2 (略)

(預り金)

第46条 上下水道部長は、保証金その他公共下水道事業の収入に属さない現金を受け入れた場合は、これを預り金として次に掲げる区分により整理しなければならない。

(1)～(3) (略)

(預り金の受入れ及び払出し)

第47条 預り金の受入れ及び払出しは、下水道事業の収入の収納及び支出の支払の例により行わなければならない。

(預り有価証券)

第48条 下水道事業の所有に属さない有価証券を保管する場合は、預り有価証券として整理しなければならない。

2 (略)

(契約)

第51条 法令及びこの規則に定めるもののほか、下水道事業に係る契約については、亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）の例による。

(固定資産の範囲)

第56条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア～オ (略)

カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格10万円以上のものに限る。）

キ～ケ (略)

(2)～(3) (略)

(決算の調製)

第78条 下水道事業の決算の調製に関する事務は、上下水道部長が行う。

第47条 預り金の受入れ及び払出しは、公共下水道事業の収入の収納及び支出の支払の例により行わなければならない。

(預り有価証券)

第48条 公共下水道事業の所有に属さない有価証券を保管する場合は、預り有価証券として整理しなければならない。

2 (略)

(契約)

第51条 法令及びこの規則に定めるもののほか、公共下水道事業に係る契約については、亀山市契約規則（平成18年亀山市規則第5号）の例による。

(固定資産の範囲)

第56条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。

(1) 有形固定資産

ア～オ (略)

カ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上かつ取得価格20万円以上のものに限る。）

キ～ケ (略)

(2)～(3) (略)

(決算の調製)

第78条 公共下水道事業の決算の調製に関する事務は、上下水道部長が行う。

別表第1（第14条関係）

勘定科目表

収益勘定

款	項	目	節	説明	
下水道 事業収 益	営業収 益	下水道 使用料		主たる営業活動か ら生ずる収益	
				汚水処理による使 用料	
				公共下水道使用料、 農業集落排水使用 料	
				排水設備等の工事 受託に伴う収益	
				受託工事 収益	
				その他 営業収 益	
				手数料	指定工事店申請手 数料等
				その他営 業収益	他市流域下水道維 持管理負担金等
				雑収益	上記以外の営業収 益
				営業外 収益	金融及び販売活動 に伴う収益その他 主たる営業活動以 外から生ずる収益
				受取利 息及び 配当金	預貯金の利息、出 資金に対する分配 金等
				預金利息 基金利息 貸付金利 息	

別表第1（第14条関係）

勘定科目表

収益勘定

款	項	目	節	説明	
下水道 事業収 益	営業収 益	下水道 使用料		主たる営業活動か ら生ずる収益	
				汚水処理による使 用料	
				公共下水 道使用料	
				受託事 業収益	排水設備等の工事 受託に伴う収益
				受託工事 収益	
				その他 の営業 収益	
				手数料	指定工事店申請手 数料等
				雑収益	上記以外の営業収 益
				営業外 収益	金融及び販売活動 に伴う収益その他 主たる営業活動以 外から生ずる収益
				受取利 息及び 配当金	預貯金の利息、出 資金に対する分配 金等
				預金利息 基金利息 貸付金利 息 有価証券 利息 配当金	

	有価証券 利息 配当金						
国庫補 助金					国庫補 助金		
県補助 金					県補助 金		
他会計 負担金		収益的支出を負担 することを目的と する法第17条の 2の規定に基づく 他会計からの繰入 金			他会計 負担金		収益的支出を負担 することを目的と する法第17条の 2の規定に基づく 他会計からの繰入 金
	一般会計 負担金				一般会計 負担金		
他会計 補助金		収益的支出を負担 することを目的と する法第17条の 3の規定に基づく 他会計からの繰入 金			他会計 補助金		収益的支出を負担 することを目的と する法第17条の 3の規定に基づく 他会計からの繰入 金
	一般会計 補助金				一般会計 補助金		
基金繰 入金					基金繰 入金		
消費税 及び地 方消費 税還付 金					消費税 及び地 方消費 税還付 金		
長期前 受金戻 入		施行規則第21条 第2項又は第3項 の規定により償却 した長期前受金の 額のうち営業外収 益として整理する もの			長期前 受金戻 入		施行規則第21条 第2項又は第3項 の規定により償却 した長期前受金の 額のうち営業外収 益として整理する もの
資本費 繰入収 益		施行規則第21条 第3項の規定によ			資本費 繰入収 益		施行規則第21条 第3項の規定によ り繰り入れた繰入 金のうち長期前受 金に整理すること

	益	り繰り入れた繰入金のうち長期前受金に整理することなく収益化するもの
	雑収益	有価証券売却収益 不用品売却収益 延滞金 貸倒引当金戻入 退職給付引当金戻入 修繕引当金戻入 特別修繕引当金戻入 その他引当金戻入 雑収益
	特別利益	当年度の経常的収益から除外すべき利益
	固定資産売却益	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
	過年度損益修正益	前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
	その他特別利益	

費用勘定

款	項	目	節	説明
---	---	---	---	----

		なく収益化するもの
	雑収益	有価証券売却収益 不用品売却収益 延滞金 貸倒引当金戻入 退職給付引当金戻入 修繕引当金戻入 特別修繕引当金戻入 その他引当金戻入 雑収益
	特別利益	当年度の経常的収益から除外すべき利益
	固定資産売却益	固定資産の売却価額が当該固定資産の売却時の帳簿価額を超える金額
	過年度損益修正益	前年度以前の損益の修正で利益の性質を有するもの
	その他特別利益	

費用勘定

款	項	目	節	説明
---	---	---	---	----

下水道 事業費 用	営業費 用		主たる営業活動か ら生ずる費用	下水道 事業費 用	営業費 用		主たる営業活動か ら生ずる費用	
		管渠費	管渠の維持管理に 要する費用			管渠費		管渠の維持管理に 要する費用
		<u>共通節</u>					<u>報酬</u>	臨時又は非常勤の 顧問、嘱託員等に 対する報酬
		ポンプ 場費	ポンプ場の維持管 理に要する費用				<u>給料 手当</u>	職員の本給 職員の扶養、期 末、勤勉、時間外 勤務及び特殊勤務 の諸手当
		<u>共通節</u>					<u>賞与引当 金繰入額</u>	賞与引当金として 計上するための繰 入額
		処理場 費	処理場の維持管理 に要する費用				<u>賃金</u>	臨時職員及び人夫 の賃金
		<u>共通節</u>					<u>法定福利 費</u>	事業主負担の健康 保険料、厚生年金 保険料、雇用保険 料、労災保険料及 び労務災害補償費 等
		流域下 水道費	流域下水道の維持 管理に要する費用				<u>旅費</u>	旅費に関する規定 等に基づいて職員 等に支給する旅費
		負担金					<u>被服費</u>	被服貸与規程に基 づいて職員に貸与 する被服の購入費
		受託事 業費	排水設備等の工事 受託に要する費用				<u>備用品費</u>	事務及び工事用消 耗品費並びに耐用 年数1年未満又は 取得価額20万円 未満の器具及び備 用品費
		受託工事 費					<u>材料費</u>	有形固定資産等の
		その他受 託事業費						
		普及促 進費	水洗便所の普及促 進に要する費用					
		<u>共通節</u>						
	業務費	下水道使用料徴収 業務に要する費用						
	<u>共通節</u>							
	総係費	事業活動の全般に 関する費用						
	<u>共通節</u>							
	減価償 却費	施行規則第13 条、第15条又は 第16条の規定に よる償却額						
	有形固定 資産減価 償却費	建物、構築物、機 械及び装置、車両 運搬具、工具、器						

			具及び備品、リース資産等（耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満のものを除く。）の償却額				維持修繕に要する諸材料費
		無形固定資産減価償却費	借地権、地上権、特許権、施設利用権及びリース資産の償却額			薬品費	諸薬品の購入費
	資産減耗費	固定資産除却費	有形固定資産の除却損又は廃棄損及び撤去費			光熱水費	電気料金、ガス料金等
	その他営業費用		上記以外の営業費用			動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
		材料売却原価	売却した材料の原価			燃料費	工所用、自動車用及び採暖用燃料費
	営業外費用	雑損失				印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
			金融及び財務活動に伴う費用その他主たる営業活動に係る費用以外の費用			修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用
		支払利息及び企業債取扱諸費				修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
		企業債利息	企業債に対する利息			特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
		長期借入金利息	長期借入金に対する利息			通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入移転架設料、乗車船券類、運送料等
		一時借入金利息	一時借入金等に対する利息			手数料	公金取扱、訴訟手数料等
		企業債取扱諸費	企業債の元利償還の都度支払う手数料			保険料	事業用財産に対する損害保険料
						研修費	職員の研修に要する費用
						報償費	報償金、奨励金等
						調査費	各種調査に要する費用
						委託料	水質検査等の委託に要する費用

			料及び取扱費			賃借料	借地料、借家料、 自動車借上料等
	消費税 及び地 方消費 税					工事請負 費	請負工事費で資本 的支出とならない もの
	水洗便 所等改 造補助 金		水洗化促進のため の補助金			路面復旧 費	管渠の修理等によ る道路法（昭和27 年法律第180号） に定められた道路 の修復費
		水洗便所 等改造資 金助成金				補償費	補償金、賠償金、 見舞金等
	雑支出					負担金	関係団体の会費等 各種負担金
		不用品売 却原価	売却した不用品の 原価			公課費	自動車重量税等
		その他雑 支出				その他引 当金繰入 額	施行規則第22条 の規定により引き 当てるその他引当 金として計上する ための繰入額
特別損 失			当年度の経常費用 から除外すべき損 失			雑費	上記科目に属さな い費用
	固定資 産売却 損		固定資産の売却価 額が当該固定資産 の売却時の帳簿価 額に不足する金額		ポンプ 場費		ポンプ場の維持管 理に要する費用
	減損損 失		事業年度の末日に おいて予測するこ とができない減損 が生じたもの又は 減損損失を認識す べきものの当該生 じた減損による損 失又は認識すべき 減損損失の額			報酬 給料 手当 賞与引当 金繰入額 賃金 法定福利 費 旅費 被服費 備用品費 材料費 薬品費 光熱水費 動力費	
	災害に よる損 失		災害による巨額の 臨時損失				
	過年度 損益修 正損		前年度以前の損益 の修正で損失の性 質を有するもの				

	その他 特別損 失	
--	-----------------	--

	燃料費	
	印刷製本 費	
	修繕費	
	修繕引当 金繰入額	
	特別修繕 引当金繰 入額	
	通信運搬 費	
	手数料	
	保険料	
	研修費	
	報償費	
	調査費	
	委託料	
	賃借料	
	工事請負 費	
	路面復旧 費	
	補償費	
	負担金	
	公課費	
	その他引 当金繰入 額	
	雑費	
流域下 水道費	流域下水道の維持 管理に要する費用	流域下水道の維持 管理に要する費用
受託事 業費	排水設備等の工事 受託に要する費用	排水設備等の工事 受託に要する費用
	受託工事 費	
	その他受 託事業費	
普及促	水洗便所の普及促	水洗便所の普及促

報酬
給料
手当
賞与引当
金繰入額
賃金
法定福利
費
旅費
被服費
備用品費
食糧費
光熱水費
燃料費
印刷製本
費
修繕費
修繕引当
金繰入額
特別修繕
引当金繰
入額
通信運搬
費
手数料
保険料
研修費
報償費
広告宣伝
費
調査費
委託料
賃借料
補償費
負担金
補助金
公課費
その他引
当金繰入

	研修費	
	報償費	
	広告宣伝費	
	調査費	
	委託料	
	賃借料	
	補償費	
	負担金	
	補助金	
	公課費	
	貸倒引当	貸倒引当金として
	金繰入額	計上するための繰
		入額
	その他引	
	当金繰入	
	額	
	雑費	
減価償		施行規則第13条、
却費		第15条又は第16
		条の規定による償
		却額
	有形固定	建物、構築物、機
	資産減価	械及び装置、車両
	償却費	運搬具、工具、器
		具及び備品、リー
		ス資産等（耐用年
		数1年未満又は取
		得価額20万円未
		満のものを除
		く。）の償却額
	無形固定	借地権、地上権、
	資産減価	特許権、施設利用
	償却費	権及びリース資産
		の償却額
資産減		
耗費		
	固定資産	有形固定資産の除
	除却費	却損又は廃棄損及

			その他 営業費 用	び撤去費 上記以外の営業費 用
			材料売却 原価 雑損出	売却した材料の原 価
	営業外 費用			金融及び財務活動 に伴う費用その他 主たる営業活動に 係る費用以外の費 用
			支払利 息及び 企業債 取扱諸 費	
			企業債利 息	企業債に対する利 息
			長期借入 金利息	長期借入金に対す る利息
			一時借入 金利息	一時借入金等に対 する利息
			企業債取 扱諸費	企業債の元利償還 の都度支払う手数 料及び取扱費
			消費税 及び地 方消費 税	
			水洗便 所等改 造補助 金	水洗化促進のため の補助金
			水洗便所 等改造資 金助成金	
			雑支出	
			不用品売	売却した不用品の

		却原価 その他雑 支出	原価
特別損 失			当年度の経常費用 から除外すべき損 失
	固定資 産売却 損		固定資産の売却価 額が当該固定資産 の売却時の帳簿価 額に不足する金額
	減損損 失		事業年度の末日に おいて予測するこ とができない減損 が生じたもの又は 減損損失を認識す べきものの当該生 じた減損による損 失又は認識すべき 減損損失の額
	災害に よる損 失		災害による巨額の 臨時損失
	過年度 損益修 正損		前年度以前の損益 の修正で損益の性 質を有するもの
	その他 特別損 失		

資産勘定

款	項	目	節	説明
固定資 産				
	有形固 定資産			土地、建物、構築 物、機械、器具及 び備品等（耐用年 数1年未満又は取 得価額が10万円 未満のものを除き、 将来営業の用に供

資産勘定

款	項	目	節	説明
固定資 産				
	有形固 定資産			土地、建物、構築 物、機械、器具及 び備品等（耐用年 数1年未満又は取 得価額が20万円 未満のものを除き、 将来営業の用に供

			<p>する目的をもって所有する資産、例えば遊休施設及び未稼動設備を含む。)</p> <p>事業用敷地及び公舎敷地、運動場等の経営附属用土地等であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係あるものを除く。）及び測量費の合計額</p>				<p>する目的をもって所有する資産、例えば遊休施設及び未稼動設備を含む。)</p> <p>事業用敷地及び公舎敷地、運動場等の経営附属用土地等であり、土地の取得に関して要した費用、買収費、買収手数料、整地費（建物又は構築物に直接関係あるものを除く。）及び測量費の合計額</p>
	土地				土地		
		事務所用地	<p>本庁舎用地等専ら事務所のために用いる土地</p>		事務所用地		<p>本庁舎用地等専ら事務所のために用いる土地</p>
		施設用地	<p>ポンプ場用地等施設のために用いる土地（施設に附属する事務所の用地を含む。)</p>		施設用地		<p>ポンプ場用地等施設のために用いる土地（施設に附属する事務所の用地を含む。)</p>
		その他土地			その他土地		
	建物		<p>事務所、作業場、倉庫、車庫のほか公舎その他経営附属用建物、建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備、買収建物を使用するために要した模様替、改造等の費用及び建物に直接関係ある整地費を含む。</p>		建物		<p>事務所、作業場、倉庫、車庫のほか公舎その他経営附属用建物、建物と一体をなす暖房、照明、通風等の附属設備、買収建物を使用するために要した模様替、改造等の費用及び建物に直接関係ある整地費を含む。</p>
		事務所用	<p>本庁舎、営業所等</p>		事務所用		<p>本庁舎、営業所等</p>

	建物	専ら事務所の用に 供されている建物
	施設用建 物	ポンプ場等施設の 用に供されている 建物
	その他建 物	
建物減 価償却 累計額		
	事務所用 建物減価 償却累計 額	
	施設用建 物減価償 却累計額	
	その他建 物減価償 却累計額	
構築物		土地に定着する土 木施設又は工作物
	管渠施設	管渠、矩形渠、開 渠
	ポンプ場 施設	ポンプ場における 沈砂池等
	処理場施 設	処理場における沈 砂池等
	その他構 築物	
構築物 減価償 却累計 額		
	管渠施設 減価償却 累計額	
	ポンプ場 施設減価 償却累計 額	

	建物	専ら事務所の用に 供されている建物
	施設用建 物	ポンプ場等施設の 用に供されている 建物
	その他建 物	
建物減 価償却 累計額		
	事務所用 建物減価 償却累計 額	
	施設用建 物減価償 却累計額	
	その他建 物減価償 却累計額	
構築物		土地に定着する土 木施設又は工作物
	管渠施設	管渠、矩形渠、開 渠
	ポンプ場 施設	ポンプ場における 沈砂池等
	その他構 築物	
構築物 減価償 却累計 額		
	管渠施設 減価償却 累計額	
	ポンプ場 施設減価 償却累計 額	

	償却累計額		その他構築物減価償却累計額	
	処理場施設減価償却累計額		機械及び装置	
	その他構築物減価償却累計額	機械、装置及びコンベヤー等の運搬設備並びにこれらの附属品	機械設備	機械、装置及びコンベヤー等の運搬設備並びにこれらの附属品
機械及び装置	機械設備	ポンプ場等における下水処理作業に要する機械設備	電気設備	ポンプ場等における監視盤、変圧器等及び所内配電設備（建物に含むものを除く。）
	電気設備	ポンプ場等における監視盤、変圧器等及び所内配電設備（建物に含むものを除く。）	その他機械及び装置	
	その他機械及び装置		機械及び装置減価償却累計額	
機械及び装置減価償却累計額	機械設備減価償却累計額		機械設備減価償却累計額	
	電気設備減価償却累計額		電気設備減価償却累計額	
	その他機械及び装置減価償却累計額		その他機械及び装置減価償却累計額	
			車両運搬具	自動車その他陸上運搬具
			車両運搬具減価償却	

		車両運搬具	自動車その他陸上運搬具		累計額	
		車両運搬具減価償却累計額			工具、器具及び備品	機械及び装置の附属設備に含まれない器具及び電話設備、金庫、机等の備品で耐用年数1年以上であり、かつ、取得価額が20万円以上のもの
		工具、器具及び備品減価償却累計額	機械及び装置の附属設備に含まれない器具及び電話設備、金庫、机等の備品で耐用年数1年以上であり、かつ、取得価額が10万円以上のもの		工具、器具及び備品減価償却累計額	
		リース資産	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産		リース資産	有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		リース資産減価償却累計額			リース資産減価償却累計額	
		建設仮勘定	有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。）		建設仮勘定	有形固定資産の建設又は改良のため支出した工事費（前払金等を含む。）
		その他有形固定資産	上記以外の有形固定資産		その他有形固定資産	上記以外の有形固定資産
		その他有形固定資産			その他有形固定資産減価償却累計額	
				無形固定資産		有償取得した借地権、地上権、特許

	減価償却累計額					権及び施設利用権等
無形固定資産		有償取得した借地権、地上権、特許権及び施設利用権等		借地権		土地の上に設定された民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する権利
					地上権	民法第265条に規定する権利
					特許権	特許法（昭和34年法律第121号）第29条に規定する権利
					施設利用権	電気ガス供給施設利用権（電気事業者又はガス事業者に対して電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利）等
					リース資産	無形固定資産（営業権を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
					その他無形固定資産	上記以外の無形固定資産
投資その他の				投資その他の資産		金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券

			支払期限の到来した公社債の利札及び小切手等（施行令第21条の3第1項第1号に規定する小切手等をいう。）				する小切手等をいう。）
		預金	貸借対照表日から起算して1年以内に期限が到来する定期預金、普通預金等		預金		貸借対照表日から起算して1年以内に期限が到来する定期預金、普通預金等
未収金		営業未収金	営業活動に係る収益の未収入額		未収金	営業未収金	営業活動に係る収益の未収入額
		未収下水道使用料	下水道使用料に係る未収入額			未収下水道使用料	下水道使用料に係る未収入額
		未収受託事業収益	受託事業に係る未収入額			未収受託事業収益	受託事業に係る未収入額
		その他営業未収金	材料売却代金、手数料等の未収入額			その他営業未収金	材料売却代金、手数料等の未収入額
		営業外未収金			営業外未収金		
		未収受取利息	預金、貸付金利息等の未収入額			未収受取利息	預金、貸付金利息等の未収入額
		未収消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税の納税計算の結果還付が予定される消費税及び地方消費税額			未収消費税及び地方消費税	消費税及び地方消費税の納税計算の結果還付が予定される消費税及び地方消費税額
		還付金				還付金	
		その他営業外未収金	不用品売却代金、賃貸料等の未収入額			その他営業外未収金	不用品売却代金、賃貸料等の未収入額
		その他未収金	固定資産売却代金等上記以外の未収金			その他未収金	固定資産売却代金等上記以外の未収金
貸倒引当金			未収金の回収不能による損失に備えるために引き当て				未収金の回収不能による損失に備えるために引き当て
					貸倒引当金		
					有価証券		一時的所有を目的とする有価証券（差入保証金の代用として提供された

		の請負等に際して前払された金額で前払費用に属しないもの	費税及び地方消費税その他前払金		中間納付される消費税及び地方消費税税額
	前払消費税及び地方消費税その他前払金	年度途中において中間納付される消費税及び地方消費税税額			
未収収益		一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないもの	未収収益		一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないもの
未収収益貸倒引当金		未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの	未収収益貸倒引当金		未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
その他流動資産			その他流動資産		
	保有有価証券	差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間内に返却する見込みのもの		保有有価証券	差入保証金の代用として提供を受けた有価証券で短期間内に返却する見込みのもの
	仮払消費税及び地方消費税	課税仕入れに係る消費税及び地方消費税額		仮払消費税及び地方消費税	課税仕入れに係る消費税及び地方消費税額
	特定収入仮払消費税及び地方消費税	特定収入割合が5パーセント超の場合の4条の特定収入を財源として行われた4条の課税仕入れに係る控除できない消費税及び地方消費税額		特定収入仮払消費税及び地方消費税	特定収入割合が5パーセント超の場合の4条の特定収入を財源として行われた4条の課税仕入れに係る控除できない消費税及び地方消費税額
		特定収入割合が5パーセント超の場合の4条の特定収入を財源として行われた4条の課税仕入れに係る控除		その他流動資産	上記以外の流動資産

		その他 流動資 産	できない消費税及 び地方消費税額 上記以外の流動資 産
--	--	-----------------	--------------------------------------

資本勘定

款	項	目	節	説明
資本金	資本金	資本金		企業開始の時（法 適用の時）におけ る引継資本金の額 及び剰余金から資 本金に組み入れた 額
		出資金		他会計からの出資 金の額
剰余金	資本剰 余金	再評価 積立金		施行令附則第 1 1 項及び第 1 2 項の 規定により資産の 再評価を行った場 合における再評価 価額から再評価以 前の帳簿価額を控 除した額
		受贈財 産評価 額		償却資産以外の固 定資産の贈与を受 けた財産の評価額
		国庫補 助金		償却資産以外の固 定資産の取得又は 改良に充てた国庫 補助金
		県補助 金		償却資産以外の固 定資産の取得又は 改良に充てた県補 助金

資本勘定

款	項	目	節	説明
資本金	資本金	固有資 本金		企業開始の時（法 適用の時）におけ る引継資本金の額
		出資金		他会計からの出資 金の額
		組入資 本金		剰余金から資本金 に組み入れた額
		繰入資 本金		他会計から資本金 に繰り入れた額
剰余金	資本剰 余金	再評価 積立金		施行令附則第 1 1 項及び第 1 2 項の 規定により資産の 再評価を行った場 合における再評価 価額から再評価以 前の帳簿価額を控 除した額
		受贈財 産評価 額		償却資産以外の固 定資産の贈与を受 けた財産の評価額
		国庫補 助金		償却資産以外の固 定資産の取得又は 改良に充てた国庫 補助金
		県補助 金		償却資産以外の固 定資産の取得又は 改良に充てた県補 助金

	他会計補助金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた他会計補助金		他会計補助金	助金 償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた他会計補助金
	寄附金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金		寄附金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた寄附金
	負担金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた負担金		負担金	償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てた負担金
	保険差益	固定資産の帳簿価額と当該固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取った保険金との差額		保険差益	固定資産の帳簿価額と当該固定資産の滅失により保険契約に基づいて受け取った保険金との差額
	その他資本剰余金	上記以外の資本剰余金		その他資本剰余金	上記以外の資本剰余金
	利益剰余金（欠損金）			利益剰余金（欠損金）	
	減債積立金	企業債の償還に充てるため積み立てた額		減債積立金	企業債の償還に充てるため積み立てた額
	利益積立金	欠損金をうめるために積み立てた額		利益積立金	欠損金をうめるために積み立てた額
	建設改良積立金	建設又は改良のために積み立てた額		建設改良積立金	建設又は改良のために積み立てた額
	その他積立金	上記以外の任意積立金		その他積立金	上記以外の任意積立金
	当年度未処分利益剰余金（当年度	当年度末における繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額に当年度の純利益（純損失）の金額		当年度未処分利益剰余金（	当年度末における繰越利益剰余金（繰越欠損金）の額に当年度の純利益

	未処理 欠損金)	を 加減した額
	繰越利益 剰余金年 度末残高 (繰越欠 損金年度 末残高)	前年度未処分利益 剰余金(前年度未 処理欠損金)の額 から前年度利益剰 余金処分額(前年 度欠損金処理額) を控除して得た繰 越利益剰余金(繰 越欠損金)の額
	当年度純 利益(当 年度純損 失)	当年度の損益取引 の結果発生した純 利益(純損失)

	当年度 未処理 欠損金)	(純損失)の金額 を 加減した額
	繰越利益 剰余金年 度末残高 (繰越欠 損金年度 末残高)	前年度未処分利益 剰余金(前年度未 処理欠損金)の額 から前年度利益剰 余金処分額(前年 度欠損金処理額) を控除して得た繰 越利益剰余金(繰 越欠損金)の額
	当年度純 利益(当 年度純損 失)	当年度の損益取引 の結果発生した純 利益(純損失)

負債勘定

(略)

負債勘定

(略)

別表第2 (第83条関係)

種類	名称	ひな形	書体	寸法 (ミリ メートル)	材質	使用範囲	個 数
職 印	亀山 市長 印	(略)	れい 書	径18	水 牛	下水道事業 の預貯金、 小切手、支 払通知、送 金通知及び 現金支払依 頼用	1

別表第2 (第83条関係)

種類	名称	ひな形	書体	寸法 (ミリ メートル)	材質	使用範囲	個 数
職 印	亀山 市長 印	(略)	れい 書	径18	水 牛	公共下水道 事業の預貯 金、小切手、 支払通知、 送金通知及 び現金支払 依頼用	1

別表第1に次のように加える。

共通節

節	説明
報酬	臨時又は非常勤の顧問、嘱託員等に対する報酬
給料	職員の本給
手当	職員の扶養、期末、勤勉、時間外勤務及び特殊勤務の諸手当

賞与引当金繰入額	賞与引当金として計上するための繰入額
退職給付費	退職給付引当金として計上するための繰入額及び退職手当の支払に当たって不足が生じた場合の当該不足額
賃金	臨時職員及び人夫の賃金
法定福利費	事業主負担の健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料及び労務災害補償費等
厚生福利費	医務、衛生、保健、文化、体育、慰安等に要する費用
旅費	旅費に関する規定等に基づいて職員等に支給する旅費
被服費	被服貸与規程に基づいて職員に貸与する被服の購入費
備用品費	事務及び工事用消耗品費並びに耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の器具及び備品費
食糧費	会議のための茶菓、弁当代等
材料費	有形固定資産等の維持修繕に要する諸材料費
薬品費	諸薬品の購入費
光熱水費	電気料金、ガス料金等
動力費	機械装置等の運転に必要な電力料及び燃料費
燃料費	工事用、自動車用及び採暖用燃料費
印刷製本費	文書、図面、帳簿等の印刷費及び伝票、帳簿等の製本費
修繕費	有形固定資産等の維持修繕に要する工事請負等の費用
修繕引当金繰入額	修繕引当金として計上するための繰入額
特別修繕引当金繰入額	特別修繕引当金として計上するための繰入額
通信運搬費	はがき、郵便切手、電信電話料、電話加入移転架設料、乗車船券類、運送料等
手数料	公金取扱、訴訟手数料等
保険料	事業用財産に対する損害保険料
研修費	職員の研修に要する費用
報償費	報償金、奨励金等
広告宣伝費	広告又は宣伝に要する費用
調査費	各種調査に要する費用

委託料	水質検査等の委託に要する費用
賃借料	借地料、借家料、自動車借上料等
工事請負費	請負工事費で資本的支出とならないもの
路面復旧費	管渠の修理等による道路法（昭和27年法律第180号）に定められた道路の修復費
補償費	補償金、賠償金、見舞金等
負担金	関係団体の会費等各種負担金
補助金	排水設備工事費補助金、水洗便所等改造資金利子助成金等の補助金
公課費	自動車重量税等
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金として計上するための繰入額
その他引当金繰入額	施行規則第22条の規定により引き当てるその他引当金として計上するための繰入額
雑費	上記科目に属さない費用

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。